

Jobセンター ピンチャットと重要事項説明書（別表）

給付内容			給付費	1割負担
就労継続支援B型 サービス費（Ⅰ）		職員配置基準 （6：1） Ⅰ型	¥7,460～ ¥5,280	¥746～¥526
加 算	初期加算	新規利用の方々が円滑に利用をしていただく為の支援に対する加算（暦月30日間限度）	¥380	¥30
	福祉専門職員配置等加算	加算（Ⅰ） 常勤職員のうち介護福祉士等の割合が35%以上	¥150	¥15
		加算（Ⅱ） 常勤職員のうち介護福祉士等の割合が25%以上	¥100	¥10
		加算（Ⅲ） 生活支援員のうち、常勤職員が75%以上又は、勤続3年の以上の常勤職員が30%以上雇用されている事業所	¥60	¥6
	重度者支援体制加算	障害基礎年金1級又は障害厚生年金1級を受給している利用者の割合が一定以上の場合 50/100または25/100	¥500もしくは ¥250	¥50もしくは ¥25
	就労移行支援体制加算	前年度中に、B型サービスを受けた後就労し、6月以上就労継続している者がいる場合。基本報酬の各区分に応じた所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算	¥490～¥280	¥49～¥28
	就労移行連携加算	就労継続支援B型を受けた後に就労移行支援の支給決定を受けたものがある場合において、当該者に対して、申請の日までに就労移行支援事業者との連絡調整等を行うと共に、当該申請を行うに当たり、支援の状況等の情報を文書により相談支援事業者に対して提供している場合	¥1,000	¥100
	高次脳機能障害者支援体制加算	高次脳機能障害を有する利用者が全体の利用者数の100分30以上であって、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を50：1以上配置した上で、その旨を公表している場合	¥410	¥41

目標工賃達成指導員 配置加算	目標工賃達成指導員を常勤換算法で1人以上配置し、人員配置要件に適合している場合		¥400	¥40
目標工賃達成加算	目標工賃達成指導員配置加算を算定している事業所が、工賃向上計画に基づき、工賃が実際に向上した場合		¥100	¥10
訪問支援特別加算 (月2回を限度)	(1時間まで) 心身の状況の変化により5日以上連続して利用が無かった場合、自宅を訪問し、状況確認や相談支援事業者への連絡調整などを行なった場合		¥1,870	¥187
	(1時間以上) 心身の状況の変化により5日以上連続して利用が無かった場合、自宅を訪問し、状況確認や相談支援事業者への連絡調整などを行なった場合		¥2,800	¥280
欠席時対応加算	利用者が、予定された利用日に欠席され、事業所が利用者やその家族と連絡を行うなどの支援を行った場合		¥940	¥94
医療連携体制加算	(イ) 医療連携体制加算 (I) 医療機関との連携により看護職員を訪問させ、その看護職員が利用者に対して、1時間未満の看護を行った場合に加算		¥320	¥32
	(ロ) 医療連携体制加算 (II) 医療機関との連携により看護職員を訪問させ、その看護職員が利用者に対して、1時間以上2時間未満の看護を行った場合に加算		¥630	¥63
	(ハ) 医療連携体制加算 (III) 医療機関との連携により看護職員を訪問させ、その看護職員が利用者に対して、2時間以上の看護を行った場合に加算		¥1,250	¥125
	(ニ) 医療連携体制加算 (IV) 医療機関との連携により看護職員を訪問させ、当該看護職員が別に定められた者に対して看護を行った場合	利用者が1人	¥8,000	¥800
		利用者が2人	¥5,000	¥500
		利用者が3人以上8人以下	¥4,000	¥400

	医療連携体制加算	(ホ) 医療連携体制加算 (V) 医療機関との連携により看護職員を訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従業者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合	¥5,000	¥500
		(ヘ) 医療連携体制加算 (VI) 喀痰吸引等が必要な者に対して認定特定行為業務従業者が、喀痰吸引等を行った場合	¥1,000	¥100
	利用者負担上限管理加算 (月1回を限度)	他居宅系サービス利用に係る負担額との上限管理を行なった場合	¥1,500	¥150
	食事提供加算	所得区分の生活保護、低所得1、2の方が対象	¥300	¥30
	送迎加算	送迎を実施の場合加算 (片道)	¥210	¥21
	障害福祉サービスの体験利用 支援加算	指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合、次のいずれかに該当する支援を行うとともに、利用者の状況、支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。 ①体験的な利用支援の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合 ②障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合	¥5,000	¥500
	福祉・介護職員等 処遇改善加算	厚生労働省が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た指定事業所が、利用者に対しサービスを行った場合	上記算定金額の 10.9%	左記金額の1割
減	定員超過した場合の 1回あたりの利用料	利用者の数が利用定員を超える場合 (I型)	所定単位数の 70%	
	職員配置基準に満たない場合 の1回あたりの利用料	職業指導員若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数が 基準に満たない場合		
	支援計画の不備による 1回あたりの利用料	個別支援計画が作成されていない場合		

算	身体拘束廃止未実施	身体拘束適正化の措置が未実施の場合	所定単位数の 99%	左記金額の1割
	虐待防止措置未実施	障害者虐待防止措置が未実施の場合		
	業務継続計画未策定	感染症や災害に対する業務継続計画が未策定の場合		
	情報公表未報告	障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている場合	所定単位数の 95%	